

## 治安維持法と共謀罪

標題は内田博文著の岩波新書新刊。表紙カバー裏から一いま戦前回帰の企てが顕著になっている。治安維持法は市民刑法から治安刑法への転換の象徴であった。戦後、法の廃止に逆らい、治安維持法下の諸制度は「戦時の衣」を「平時の衣」に切り替え、例外から原則の制度に逆転し、拡大されることになった。共謀罪が創設され、いま大きく変容しつつある日本の刑事法を問う。



本書は表紙カバーのように、まさに「明治150年裏面史」を治安刑法から鋭く描いている。ここでも歴史から学ぶことの大切さを学んだ。すこしだけ紹介したい。

「はじめに」から一治安維持法は遠い昔の話で今の私たちの生活とはもはや無関係だ。このような声がしばしば聞こえてくる。しかし、果たしてそうだろうか。日本国憲法に明確に違反する諸制度が日本国憲法下の制度として存在する。この大いなる矛盾が今や日本国憲法を全面改正することによって解消されようとしている。共謀罪という名の平成版の治安維持法も制定された。世界からの忠告に日本政府が耳を傾けようとしない点も戦中と似てきている。

第5章「共謀罪」から一恐ろしいのは国家と国民の関係が逆転することである。国民のための国家から国家のための国民に転換することが予想される。共謀罪が施行されると国家に異議を申し立てることが事実上抑制されるからである。共謀罪が成立していないのに萎縮効果が出始めた。「知りたくない」「私には関係ない」「政府のやることに反対したくない」という人が増えている。治安維持法の制定および改正は政府による事実上のクーデターであったが、共謀罪の場合はいかがであろうか。事実上の憲法改正ではないか。安保法制の場合は憲法第9条を事実上改正するものであったが、共謀罪の場合は基本的人権を根こそぎ否定するという意味で憲法違反の程度は安保法制に勝るとも劣らないものがある。民主主義とその根幹たる思想・信条、表現、評論、学問の自由などが根こそぎ否定されるからである。独裁国家の到来といっても過言ではない。三権分立制度は機能停止に陥っている。……

戦前と違うのは私たちが武器を持っているということである。日本国憲法の下で反対する権利が保障されている。デモをしたり集会を開いたり本を出したり投書したりできる。…私たちはそういった武器をもっと十分に活用する必要がある。戦前の反省に基づいて憲法が私たちに保障した武器を「宝の持ち腐れ」にしてはならない。……

戦後、日本国憲法が制定された。国民は民主主義、平和主義、基本的人権の担い手とされた。問題は私たちがその意欲と能力、そして勇気を有しているかである。今の私たちに一番必要なものもこの意欲と能力、勇気ではないだろうか。

(2018年2月25日)